

府子本第 8 5 2 号  
令和 3 年 8 月 6 日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に関する  
利用者負担額の特例に係る対応について（通知）

平成 28 年に行った子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「施行令」という。）の一部改正（子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 186 号）による改正。以下「平成 28 年改正」という。）において、年収約 360 万円未満相当の多子世帯に対する更なる負担軽減の観点から、利用者負担額の上限について第 2 子を半額、第 3 子以降を無償とする特例措置の適用の際に算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃したところ、内閣府から自治体向けに行った説明では、当該平成 28 年改正の内容と異なる説明をしていることが判明しました。

具体的には、下記「第一 現状」のとおり、年収約 360 万円未満相当の世帯の利用者負担額の上限に係る特例措置の適用の際に算定対象となる子どもについて、施行令の規定よりも対象者が多くなる説明となっており、一定程度の自治体では内閣府の説明に沿った運用が行われていると考えられます。

内閣府の説明の誤りにより、このような事態に至っていることをお詫び申し上げます。

今般、下記のとおり対応方針を整理しましたので、貴管内市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。以下「市町村」という。）に対して周知いたくとともに、下記内容を十分御了知の上適宜御対応いただきますようお願いいたします。

記

第一 現状

保育所、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用する際の利用者

負担額について、平成 28 年改正前は、同時に保育所等を利用する世帯の経済的負担を考慮し、同一世帯に保育所等を利用する子どもが 2 人以上いる場合に、利用者負担額の上限について第 2 子を半額、第 3 子以降を無償とする多子軽減措置を行うこととしていました。平成 28 年改正時に、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定)において、「多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減」として「年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実現する」とされたこと等を踏まえ、年収約 360 万円未満相当世帯の利用者負担額の上限については、多子軽減措置の際に算定対象とする子どもの年齢制限を撤廃しています。これにより、年齢にかかわらず認定保護者が監護する同一生計の子どもの多子軽減の際の子どもの数の算定対象とすることができるようになっていますが、保育所等の施設に在籍する小学校就学前子どもを算定対象とする点は変更しておらず、未就園又は認可外保育施設等に在籍している子どもを多子軽減措置の際の算定対象に含めない取扱い(いわゆる「同時入所要件」)に変更はありません。

一方で、自治体向け FAQ 第 13 版(平成 28 年 5 月 13 日公表)等において、平成 28 年改正によりいわゆる「同時入所要件」も撤廃されている旨の説明を行っていました。

このため、自治体向けの説明に沿って利用者負担額の上限に係る多子軽減措置を行っていた自治体においては、施行令の規定よりも多子軽減措置の際の算定対象となる子どもを広く設定している状態となっています。

## 第二 今後の対応方針

### 1 施行令の改正

今後の利用者負担額については、多子世帯の経済的負担軽減の観点から、令和 3 年 10 月を目途に、年収約 360 万円未満相当の多子世帯の利用者負担額の上限に関して保育所等の利用の有無に係る要件を撤廃し、多子軽減措置の場合の算定対象となる子どもの範囲を拡大する予定です。

### 2 自治体向け説明に沿って多子軽減措置を行っていた自治体の対応

平成 28 年度以降の保護者が負担すべき利用者負担額について、施行令の規定を超えて減免していたこととなりますが、施行令においては利用者負担額の上限を定めているのみであり、上限額よりも低い額を設定していること自体に問題はありませんので、保護者に追加の負担は求めないこととします。

この場合、市町村が独自に年収約 360 万円未満相当の多子世帯に係る利用

者負担額の減免を行っていた整理とすることとなり、「子どものための教育・保育給付交付金」又は「子どものための教育・保育給付費国庫負担金」について過大請求及び過大交付となっていたこととなるため、会計規則上、内閣府に対する返還処理等を行っていただくこととなります。

「子どものための教育・保育給付交付金」等との整理については、市町村の負担軽減にも配慮し、別途送付する留意事項のとおりとしたいと考えておりますので、こちらも参照いただき、今後、必要な対応の検討をお願いいたします。

### 3 施行令の規定に基づいて多子軽減措置を行っていた自治体の対応

平成 28 年度以降の利用者負担額等は法令や会計上適正であり、特段の追加対応が必要になるものではありません。

なお、該当する市町村において、平成 28 年度以降の対象保護者（年収約 360 万円未満相当の多子世帯で私立保育所等に通う子どもより年長の小学校就学前子どもであって施行令第 13 条第 2 項の負担額算定基準子どもに該当しないものがいた認定保護者）の特定が可能で、対象保護者への追加的な給付を希望される場合には、市町村の負担のみではなく国及び都道府県の補助も受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条）中、多様な事業者の参入促進・能力活用事業に、多子世帯保育料負担軽減支援事業（仮称）を追加し、「子ども・子育て支援交付金」を交付することを検討しています（実施要綱等は後日送付します。）。

- ・事業の実施主体：市町村
- ・事業費の負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
- ・対象者：年収約 360 万円未満相当の多子世帯でいわゆる「同時入所要件」の有無により利用者負担額に差が生じる認定保護者
- ・補助額：いわゆる「同時入所要件」の有無による利用者負担額の差額分
- ・実施時期：令和 3 年 10 月目途（令和 3 年度の実施が難しい場合、令和 4 年度の実施も可能とする方向で検討中）

### 第三 調査の実施のお願い

市町村における、平成 28 年 4 月以降の年収約 360 万円未満相当の多子世帯に係る利用者負担額に係る多子軽減措置の運用等について調査を行わせていただきます。

つきましては、別添調査票に基づき、市町村における施行令の規定に係る認識や対応につきまして、回答いただきますようお願いいたします。頂いた回答は、新たな事業の実施に向けた検討の参考にするため、御多忙のところ恐縮ですが、

下記期限までの回答をお願いいたします。

貴職におかれましては、管内市町村からの回答の取りまとめをお願いいたします。

- ・提出期限：8月31日（火）18時00分
- ・提出先：内閣府子ども・子育て本部

#### 第四 問合せ

本件の対応（第三の調査を含む。）に関して、御質問等ございましたら、8月20日（金）18時まで下記宛先までメールにて御連絡をお願いいたします。（お急ぎの場合には、内閣府子ども・子育て本部まで御連絡ください。）

なお、今後、多子世帯保育料負担軽減支援事業（仮称）に係る実施要綱や交付要綱をお示しする際に、併せて同様に御照会を受け付けることとしております。

- ・担当：内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
企画第二係

以上